

多賀城市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市議会議長から同条第14項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年4月22日

多賀城市監査委員 佐伯 光時

記

- 1 監査対象部署
議会事務局
- 2 監査結果の報告日
令和2年3月27日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日
令和2年4月7日
- 4 措置状況報告の内容
別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和2年3月17日
- 3 監査対象部署 議会事務局
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指摘	議長交際費について、その前途資金の精算額に誤りが見られた。	誤りが見られた議長交際費支出先への聞き取り確認の後、令和2年3月25日付けで前渡資金精算書の訂正を完了した。 議長交際費支出時及び月締め of 資金前渡精算時の両方のタイミングで、現金と帳票の突合を係員2名体制で行い、誤りを防止する。
2	指導	政務活動費に係る収支報告書等について、提出がなされた際に、条例に基づく市長への報告書等の写しの送付がされていなかった。	平成31年度は改選年のため、議長であった無党派議員分及び会派解散議員分の収支報告書の提出を令和元年9月10日付けで受けていたが、年度末に他会派等分と併せて市長への写し送付を行う予定であった。指導により、令和2年3月25日付けで、市長への報告書等写し送付を行った。 今後の対策として、今回指導事項を次の改選時に間違いのないように引継ぎ事項とする。